

鹿屋市建設キャリアアップシステム活用工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮するため、CCUS活用拡大を図る「CCUS活用工事」の試行に当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。
- (2) 技能者：元請又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。
- (3) CCUS登録事業者：元請又は下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- (4) CCUS登録技能者：元請又は下請企業の技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- (5) 登録事業者率：CCUS登録事業者の数を元請及び下請企業の数で除して得た率をいう。
- (6) 登録技能者率：CCUS登録技能者の数を技能者の数で除して得た率をいう。
- (7) カードリーダー：CCUSに対応したICカードリーダーをいう。
- (8) 就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等を行い工事現場へ入場した技能者の数を工事現場へ入場した技能者の数で除して得た率をいう。
- (9) 現場利用料：CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴（カードタッチ費用）回数（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払う費用をいう。

(対象工事)

第3条 鹿屋市発注の建設工事のうち、受注者が希望する工事を対象とする。

(試行内容)

第4条 前条の対象工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望した場合は、発注者は、次の表の左欄に掲げる指標ごとに同表右欄に掲げる目標基準を指定するものとし、当該目標基準を全て達成したときは、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点を行うものとする。

指標	目標基準
登録事業者率	70%
登録技能者率	60% (建築工事及び設備工事 については50%)
就業履歴蓄積率	30%

(目標基準の達成状況の確認方法)

第5条 発注者は、受注者に対して前条に掲げる各指標に係る目標基準の達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、目標基準の達成状況を確認するものとする。

(工事成績評定への反映)

第6条 受注者が第4条の表に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、鹿屋市工事成績評定要領(平成25年4月1日制定)第3条の「創意工夫」において評価するものとする。

(未達成項目の報告等)

第7条 受注者が第4条の表に掲げるいずれかの指標に係る目標基準を達成しなかった場合は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策と鹿屋市建設キャリアアップシステム活用工事報告書(別記第1号様式)により工事完成書類提出時に発注者に報告させるものとする。

(特記仕様書への明示)

第8条 明示事項「CCUS」を特記すべき事項とする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

鹿屋市建設キャリアアップシステム活用工事報告書

工事名	年度完成	
達成状況	達成（以下省略） ・ 未達成	
項目名	未達成の要因	改善策
登録事業者率		
登録技能者率		
就業履歴蓄積率		

注 目標基準の達成又は未達成を問わず記載し、本様式を発注者（工事完成書類に添付）に提出すること。